東京都公安委員会告示第　304　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第７５条の２第２項の規定による行政処分について、同条第３項において準用する同法第７５条第４項及び第７項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和８年１１月２０日

東京都公安委員会

委員長　廣瀬道明

記

１　日時

令和８年１２月１日午前９時３０分開始

２　場所

千代田区霞が関二丁目１番１号　警視庁本部聴聞会場